

2016年4月25日

Contents

**I 特別寄稿**

- ・自動車業界の独占禁止に関するガイドライン(中国語:关于汽车业的反垄断指南)  
(意見募集稿)の解説

弁護士 中川 裕茂

**II 中国法令アップデート**

- ・特許権権利侵害行為認定ガイドライン(意見募集稿)
- ・特許権行政法執行証拠規則ガイドライン(意見募集稿)
- ・その他特許紛争行政調停ガイドライン(意見募集稿)
- ・最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法適用の若干問題に関する  
解釈(二)
- ・自動車業界の独占禁止に関するガイドライン(意見募集稿)
- ・営業税から増値税への徴収変更試行の全面的展開に関する通知
- ・越境電子商取引における小売輸入税収政策に関する通知
- ・人力資源・社会保障部による「労災保険条例」の執行における若干問題に関する意見  
(二)

**III 台湾万感**

- 台湾でもお花見? 台湾弁護士 呉 曉青

## I 特別寄稿

弁護士 中川 裕茂

### 自動車業界の独占禁止に関するガイドライン(中国語:关于汽车业的反垄断指南) (意見募集稿)の解説

2016年3月23日、国家発展改革委員会(以下「NDRC」)は、「国務院独占禁止委員会による自動車業界の独占禁止に関するガイドライン(中国語:关于汽车业的反垄断指南)」の意見募集稿(以下「本ガイドライン」)を公表した。

中国では、2014年以降、自動車部品受注調整カルテル事件(2014年8月)、クライスラー事件(2014年9月)、一汽フォルクスワーゲン事件(2014年9月)、東風日産事件(2015年9月)等自動車の完成車・部品に関して独禁法に基づく処罰が相次いでいるが、自動車及び部品産業に対する独禁法に基づく執行は主として NDRC 及び地方の価格主管部門が行ってきたといえる。そして、本ガイドラインも国務院独占禁止委員会の授権により NDRC がドラフトを担当しているが、価格関連の執行を担当する NDRC の管轄を超え、非価格関連の執行を担当する国家工商行政管理総局(以下「SAIC」)が本来担当する非価格規制等についても触れている点が特徴的である。

本ガイドラインとは別に、商務部(MOFCOM)は、2016年1月7日付けで「自動車販売管理弁法(中国語:汽车销售管理办法)」の意見募集稿を公表している(正式な公布時期未定)。さらに、メンテナンスに関する技術情報の公開に関して、交通運輸部、環境保護部、商務部、国家工商行政管理総局、国家品質監督検閲検疫総局、国家認証認可監督管理委員会、知識産権局及び保険監督管理委員会は、合同で「自動車技術情報公開実施管理弁法(中国語:汽车维修技术信息公开实施管理办法)」を公布している(2015年9月29日公布、2016年1月1日施行)。これらの弁法においても本ガイドラインと同趣旨の規定も置かれているが、独禁法よりも更に幅広い観点からの条文も設けられている点に留意が必要である。

なお、本ガイドライン中の多くの条文が想定する規制対象は「自動車供給業者」であるが、条文上用いられる主体の概念は次の通り整理されており、本稿でも下記の用語を用いる。

自動車供給業者	カーメーカー、(メーカー系・独立系)ディーラー、輸入業者
部品供給業者	(OEM向け、アフターパーツ用)部品のメーカー及び販売業者
販売業者	独立系ディーラー
メンテナンス業者	メンテナンス及び保守サービスの提供事業者
最終顧客	最終顧客

以下、本ガイドラインについてポイントを解説する。

#### I 再販売価格の拘束に関する規制(垂直的独占協定)

中国では、クライスラー事件、一汽フォルクスワーゲン事件、東風日産事件に代表されるように、再販価格の拘束に関する執行は自動車産業でも他の産業と同様活発である。この点、本ガイドラインでは次のような考え方が示されている。

1. **短期の販促期間の再販価格拘束・価格条件等の交渉を行わない中間事業者に対する再販価格拘束**  
本ガイドラインでは、水平的独占協定及び垂直的独占協定について違法・合法の境界線に関して考え方を記載しているが、その位置づけを独占協定の成否そのものではなく、第15条(適用免除)の問題として整理している点が

特徴的である。

- ① 新エネルギー自動車に関して、サービスのただ乗り防止のため、短期間の販促期間(例えば、9ヶ月以内)における再販売価格の固定及び最低再販売価格の設定は必要があれば認められる。
- ② 取引に介在する中間事業者が単なる商社として介在し独立の価格条件等の交渉を行うことが想定されていないような場合(例えば次の場合)には、再販価格の拘束が違法とならない余地がある。
  - 自動車供給業者とユーザーが直接販売価格等の条件を定め、取引に介在する中間事業者が商社として介在するのみである場合
  - 政府調達において、入札参加の際に自動車供給業者が販売業者と調整を行った上で入札をすることが求められる場合等
  - eコマースにおいて、自動車供給業者が一定期間統一価格で販促する場合で、販売業者が独立の条件設定に関与せず単に商流に介在するに過ぎない場合

## 2. 提案価格、指導価格、最高価格の設定

契約上の拘束力を有しない提案価格(希望小売価格)及び指導価格の提示や、最高価格の合意は、原則として違法とはならないが、実質的な運用において再販価格の固定・最低販売価格の設定となる場合には違法となることが明記されている。

## 3. 地域制限及び顧客制限

自動車供給業者が販売業者に対して、例えば特定の省等の地域以外の地域向けに販売しないように制限すること(地域制限)や、特定の顧客以外の顧客に対して販売しないように制限すること(顧客制限)については、次の考え方が示されている。

- ① 市場に対する影響力が限定的な事業者(例えば市場シェアが25%から30%以下の場合等)については、例えば次のようなケースでは、独禁法第15条の適用により、違法とならない。
  - 受動的販売(割り当てられた地域以外の顧客・指定された顧客以外の顧客からの引き合いに応じて販売すること)や販売業者同士での販売を禁止しない限り、一定の事業場所でのみ販売活動を義務づけること  
 なお、ネット販売については、顧客自らがウェブサイトを見て購入を選択するものであって、原則として受動的販売と見なされる。
  - 自動車供給業者が、別の販売業者のためにとっている独占地域又は特定顧客に対して販売業者が能動的販売を行うことを制限すること
  - 卸売業者が最終顧客に対して直接販売を行うことを制限すること
  - 顧客が自動車供給業者と同一の部品の生産を行うことを避けるために、部品販売を制限すること
- ② 以下の行為は原則として違法となる。
  - 受動的販売の制限
  - 販売業者間の販売
  - 販売業者及びメンテナンス業者が最終顧客に対して自動車のメンテナンスサービスに必要な部品を販売することを制限すること
  - 自動車製造業者が部品、修理工具、検査・測定器具等の供給業者との間で合意し、これら供給業者が販売業者、メンテナンス業者又は最終顧客に対しこれらを販売することを制限すること(OEM取引の場合を除く)

#### 4. アフターマーケット

自動車供給業者が、メンテナンス業者との間で次の合意をすることが原則として違法とされている。

- 修理保証の範囲外のメンテナンス業務を自らのメンテナンスネットワーク内にて完了することを、自動車供給業者が修理保証責任を履行する条件とすること
- 修理保証範囲ではないアフターパーツについて純正部品を使用することを、自動車供給業者が修理保証責任を履行する条件とするよう要求すること
- 並行輸入車に対してメンテナンスサービスを提供することを制限すること

#### 5. 販売業者・メンテナンス業者との間の非価格独占合意

販売業者・メンテナンス業者に対する次の行為は原則として禁止される。

- 抱き合わせ販売
  - 不合理な販売目標、在庫の受入の強制
  - 自動車供給業者の名義で行う販促に関する費用負担の強制
  - 店舗の設計や建築についての特定の企業との契約の強制
- また、販売店契約の中途解約や納品の拒否の場合には理由を告知することが必要とされる。

### Ⅱ 水平的独占合意に関する規制

本ガイドラインでは、独禁法第15条(適用免除)に関して、新エネルギー自動車の研究開発及び生産過程における水平的な提携合意を特に挙げ、投資リスクの分散、生産効率の向上等の観点から違法とならないという考え方を示している。これ以外は特筆すべき内容はない。

### Ⅲ 市場支配的地位の濫用に関する規制(垂直的独占協定)

本ガイドラインでは、市場支配的地位を有する自動車供給業者について、以下の行為が濫用にあたり違法となるという考え方を示している。

1. 部品上に部品メーカーのブランド等を付すことを禁止する行為
  - 完成車に組み込む部品について、部品製造業者に自らの商標、標識及び部品コードを付すことを禁止してはならない(OEMの場合を除く)。
2. アフターパーツの取扱についての一定の行為
  - 販売業者及びメンテナンス業者が非純正部品を調達することや、純正部品(並行輸入品を含む)を指定のチャネル以外で購入すること制限すること。  
 なお、ブランドネットワークの構成員に対して純正部品・同質部品を使用することを要求し、部品のトレーサビリティを確保するように求めることは、問題はない。
  - 部品供給業者、販売業者及びメンテナンス業者がアフターパーツを正規の商流外に販売することを制限すること。例えば、①自社ブランドの部品の全在庫を工場へ返却すること、②販売業者間、メンテナンス業者間、並びに販売業者及びメンテナンス業者の間でアフターパーツを相互に供給することを制限すること、③ディーラー及びメンテナンス業者が最終顧客に対しメンテナンスサービスに必要な部品を販売することを制限すること等。
3. メンテナンスに必要な技術情報、検査機器、工具の取得についての行為
  - メンテナンス業者が自動車のメンテナンス技術情報を獲得する権利及びルートを制限すること
  - 修理工具、検査測定機器等の供給業者において販売を制限すること

#### IV その他

その他本ガイドラインでは、事業者結合について規定を置いているが特筆すべき事項はない。

また、行政機関による独占行為について規定が設けられているが、行政機関を名宛て人とする規制であるためここでは省略する。

OEM 取引については、知的財産との関係で、部品製造業者が独禁法上市場における独立した部品供給業者であると見なされない場合があることを示している。すなわち、自動車製造業者が部品製造業者に対して自ら有する知財をライセンスし自らの要求に基づき加工を委託する場合と、部品製造業者が既に自ら使用可能又は取得可能な知財・ノウハウ・工具等を用いて部品を製造できる場合(単に自動車製造業者は仕様を提供しているに過ぎない場合)を峻別すべきことを述べている。

#### V 最後に

中国では 2015 年末から独占禁止法に関わるガイドラインの意見募集稿の公表が相次いでおり、また今後も公表が予定されている<sup>1</sup>。

公表日	公表政府機関	ガイドライン(意見募集稿)の名称
2015 年 12 月 31 日	NDRC	知的財産権の濫用に関する独占禁止法ガイドライン (中国語:关于滥用知识产权的反垄断指南)
2016 年 2 月 2 日	NDRC	水平独占協定案件リーニエンシー制度適用ガイドライン (中国語:横向垄断协议案件宽大制度适用指南)
2016 年 2 月 2 日	NDRC	独占禁止案件事業者承諾ガイドライン (中国語:反垄断案件经营者承诺指南)
2016 年 2 月 4 日	SAIC	知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン (中国語:关于滥用知识产权的反垄断执法指南)

これまでは独禁法に基づく細則としての法令等の制定が着々と行われてきたが、今後は実務上の指針としてのガイドラインが更に重要となってくることが予想される。本年の執行当局の動向に注目したい。

ガイドラインの和訳は無償でお送りいたしますので、ご希望の方は  
[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com) までご連絡ください。

<sup>1</sup> なお、「独占協定適用免除手続ガイドライン」、「違法所得の認定及び制裁金の確定に関するガイドライン」の意見募集稿も近日中に公表されるものと予想される。

## II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	
弁護士 濱本 浩平	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

### 最新中国法令の解説

#### <特許侵害ガイドライン関連>

2016年3月4日、中国国家知的財産権局は行政ルートによる特許権侵害行為の認定及び特許紛争の解決に関し、「特許権権利侵害行為認定ガイドライン」(意見募集稿)、「特許権行政法執行証拠規則ガイドライン」(意見募集稿)及び「その他特許紛争行政調停ガイドライン」(意見募集稿)という三つのガイドラインについてパブリックコメントを行った。これらの意見募集稿は、2015年改正された「特許権行政法執行弁法」、及び2016年2月に公布された同弁法の操作手引きに定めている特許権侵害、証拠収集及び特許紛争の調停に関する内容を一層具体化したものであり、行政ルートを通じた特許に係わる紛争を解決する実務において重要な指針になることが想定されるため、今後の動向が注目される。以下、各意見募集稿のポイントを紹介する。

#### 特許権権利侵害行為認定ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿の内容として、(1)「特許法」第11条に定めている特許権の侵害となる各行為の解説、(2)特許権の侵害の抗弁として、「特許権者の許諾を得ている」こと、「生産経営を目的としない」こと、及び「特許法」第69条に定めている特許権の消尽、先使用権、臨時入国等が挙げられている。「特許権者の許諾」には、「黙示的許諾」も含まれており、特許権者が標準を策定するに当たって、標準化組織に充分に開示していなかった自社の保有する特許が国又は地方の標準に組み入れられた場合、特許権者は当該標準の実施者に対して、標準の実施に伴う当該特許の実施を黙示的に許諾したとみなされる可能性があるため、標準策定に参加する企業はこれに留意する必要がある。

(意見募集期間:2016年3月4日~4月5日)

[原文] [專利侵权行为認定指南\(征求意见稿\)](#)

#### 特許権行政法執行証拠規則ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は行政ルートによる特許権侵害への救済を中心に事例を挙げつつ、証拠の全般について定めたものであり、主な内容として、証拠の種類、立証責任の原則・分配方法、証拠の交換・質疑及び証拠の審査・認定等が含まれている。また、特許権侵害による損害賠償については、特許権を侵害した者の作為又は不作为によって、特許権者の立証活動を妨げた場合の取扱いも明記されている(23 ページ)。なお、これまで各地の運用上にばらつきが見られた中国域外で形成された証拠の公証・認証手続の要否についての判断基準を定めている(26 ページ、56 ページ)が、当該基準は明らかでない部分もあり、実務に及ぼす影響を注視していきたい。

(意見募集期間:2016年3月4日~4月5日)

[原文] [專利行政執法證據規則指引\(征求意见稿\)](#)

#### その他特許紛争行政調停ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、特許業務管理部門が行う特許権の帰属、発明者・設計者の署名権、職務発明の発

明者・設計者の奨励金・報酬及び発明特許の出願公開後特許権授与前のライセンス料に係わる紛争についての調停を定めたものである。裁判所の確認を経た調停協議書は執行力を有している(第 3.8 条)ため、調停協議書の効力が強化されたといえる。裁判所確認の手続については、「民事訴訟法」第 194 条及び第 195 条に定めている一般規定を参考になるものの、今後、特許紛争の特殊性(例えば、管轄)に合わせた規定、詳細な手続に関する規定を明らかにする必要がある。

(意見募集期間:2016 年 3 月 4 日~4 月 5 日)

[原文] [其他专利纠纷行政调解指南（征求意见稿）](#)

## <知的財産>

### 最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈(二)

[ポイント] 本司法解釈は、2010 年施行の同名の司法解釈以来の特許侵害訴訟にかかる司法解釈である。クレーム解釈、間接侵害、標準実施の抗弁、善意侵害者の抗弁、侵害差止請求、賠償額算定、侵害訴訟における特許無効の影響などについて、計 31 条の規定を置いている。特に、各種クレーム解釈の指針となる条項や、間接侵害の要件を定めた条項、近年、独占禁止法との学際的問題として話題を集めている標準必須特許について抗弁を認めた条項、そのコンテキストでよく語れる差止請求権の制限にかかる条項などは注目される。

2016 年 3 月 21 日公布、2016 年 4 月 1 日施行(法釈[2016]1 号)

[原文] [最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释（二）](#)

## <独占禁止法>

### 自動車業界の独占禁止に関するガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 国家発展改革委員会が発行する自動車業界の独占禁止に関するガイドラインの意見募集稿である。詳細については本号の特別寄稿において紹介しているためそちらを参照されたい。

(意見募集期間:2016 年 3 月 23 日~4 月 12 日)

[原文] [关于汽车业的反垄断指南（征求意见稿）](#)

## <増値税>

### 営業税から増値税への徴収変更試行の全面的展開に関する通知

[ポイント] 本通知によりこれまで営業税が徴収されていた①建築業(11%)、②不動産業(11%)、③金融業(6%)及び④生活サービス業(飲食・旅行・教育・医療等、6%)につき本年 5 月 1 日から全国で増値税が徴収されることになった(括弧内は増値税税率)。本通知は以下の 4 つの文書を含む。

- 営業税から増値税への徴収変更試行実施弁法(納税義務者、課税対象、税率、税額の計算方法等を定めるもの。課税対象業種の別紙あり。)
- 営業税から増値税への徴収変更試行の関連事項の規定(増値税暫定条例上の増値税納税義務者と、本通知において増値税納税義務者とされる者ごとに細則を定めるもの)
- 営業税から増値税への徴収変更試行の過渡政策の規定(過渡期の政策として、免税、徴収即時還付等の優遇措置を定めるもの)
- クロスボーダー課税行為の増値税ゼロ税率及び免税政策の適用の規定(域内の法人・個人が域外向けにサービスを提供し無形資産を譲渡する際のゼロ税率・免税の取扱いを定めるもの)

このほか、今回新たに増値税の課税対象となった業種毎に個別の細則も公表されており、注意が必要である。

実務上の影響としては、①今回新たに増値税の納税義務者となる企業だけでなく、既に増値税の納税者である企業においてもこれまで営業税を納税していた事業が増値税へと切り替わることへの対応が必要になる場合があるほか、②新たに課税対象になるサービスのサプライヤから増値税専用発票を適切に受領できるよう確保すること、③

契約書中の税負担に関する条項の見直しが必要になる場合があり得ること等が考えられる。

2016年3月23日公布、2016年5月1日施行(財税[2016]36号)

[原文] [财政部、国家税务总局关于全面推开营业税改征增值税试点的通知](#)

## <租税>

### 越境電子商取引における小売輸入税収政策に関する通知

[ポイント] 本通知は、「越境電子商取引の小売輸入商品リスト」とセットとなって、中国における越境 EC 取引にかかる新たな税収政策を構成するものである。

新政策施行後は、上記リストに該当する商品を越境 EC にて輸入する場合、一般輸入貨物として徴税することとなる。また各取引額が 2000 元を超えず、個人の年間累計取引額が 20000 元の範囲内である場合には、関税を免税とし、輸入環境増徴税、消費税についても法定納付額の 7 割に減税されることとなる。

2016年3月24日公布、2016年4月8日施行(財関税[2016]18号)

[原文] [关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知](#)

## <労働>

### 人力資源・社会保障部による「労災保険条例」の執行における若干問題に関する意見(二)

[ポイント] 2010年12月20日に労災保険条例の改定が行われて以降、人力資源・社会保障部は2013年にも「『労働保険条例』の執行における若干問題に関する意見」を制定しているが、近年労災保険条例の解釈に関して争いが生じている点について、さらに本意見(二)を制定した。本意見(二)は全10条からなり、1~4級の労災により死亡した従業員の親族が労災保険と従業員基本養老保険の双方の受給資格を満たす場合はその親族はどちらかひとつを選択しなければならないこと、法定の定年退職年齢を過ぎても退職手続をしていない従業員についても一定の場合は労災認定すべきこと、使用者の指示により他の組織の活動に参加している際に生じた事故も仕事を原因とする事故とみなすが「仕事と関係のない活動の場合は除く」こと、従業員の「出退勤中」の事故については合理的時間において職場と居住地との間の合理的なルート上で発生した場合は「出退勤中」とみなすこと、不可抗力等一定の事由がある場合は労災認定申請の期間制限の計算において算入されないことなどが明確化されている。企業の労災管理の実務に影響を与えるものであり、注目される。

2016年3月28日公布・施行(人社部発[2016]29号)

[原文] [人力资源社会保障部关于执行《工伤保险条例》若干问题的意见\(二\)](#)

## ◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



## 台湾万感



### 【台湾でもお花見？】

台湾弁護士 吳 曉青

日本の春の行事と言えば、お花見。花見を楽しむためにわざわざ日本まで足を運ぶ台湾人も多い。ただ、実を言うと、台湾でも花見を楽しむことはでき、このような場所は最近ますます増えている。

常夏の国台湾に桜のイメージはあまりないと思われるが、実は台湾原種の桜がある。台湾でよく見かけるのはヒカンザクラ(緋寒桜)という桜であり、この桜は、比較的温暖な環境と低標高域を好み、ソメイヨシノと比べてより濃いピンク色の花が咲くのが特徴である。また、満開時には、ソメイヨシノが一面淡いピンク色の花を咲かせるのとは違い、濃いピンク色の花に混じって鮮麗で華やかな薄桃色の花を所々に見ることができる。亜熱帯の桜は風情も一味違う。

昔から有名な花見の名所は、陽明山、阿里山などの山間部であるが、最近では平野部で日本原産のソメイヨシノや八重桜を植樹して観光客を呼び込もうとするところもある(案の定、環境が合わず全滅する失敗例もよく耳にするが…)。台湾における桜の開花時期は、品種や気候のこともあり、2月から3月頃にかけてであり、春節が桜の見頃になることも多い。それゆえに、花見は、「走春」(春節のお出かけ)の定番行事として定着してきており、四季の変化があまりない台湾における数少ない貴重な「期間限定」イベントとなっている。「全台瘋櫻花」(台湾全土が桜に夢中)のブームは年々加熱するばかりである。

今年の春節休みは、台湾では珍しい9連休であったこともあり、花見の名所は人で溢れかえり、大変賑わった。春節休みのある日の朝、母から著者のLINEに桜の写真が送られてきた。満開の桜を背に母もかなりご満悦の様子である。ただ、正直言うと、著者的には桜より年夜飯(大晦日の豪華な夕食)の献立のほうが気になった。やはり、花より団子は世界共通であるのかもしれない。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))  
弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。